

第10回 高松市新型コロナウイルス対策本部会議

日 時 令和2年5月26日（火）
午後4時30分から
場 所 防災合同庁舎3階 301会議室

次 第

1 開 会

2 議 題

- (1) 国の緊急事態宣言の解除について
- (2) 市主催のイベント・行事等の開催基準について
- (3) その他各局からの周知事項について
 - ・高松市立学校の学校再開の状況について（教育局）
 - ・夏場における換気の実施について（健康福祉局・財政局）

3 その他

4 閉 会

新型コロナウイルス感染症緊急事態解除宣言

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 32 条第 1 項の規定に基づき、令和 2 年 4 月 7 日、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言をしたところであるが、緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるため、同条第 5 項の規定に基づき、5 月 25 日、緊急事態が終了した旨を宣言した。

外出自粛の段階的緩和の目安

○「新しい生活様式」に基づく行動。手指消毒やマスク着用、発熱等の症状がある者は外出等を避けるなど、基本的な感染防止策の徹底・継続。

○ 感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、外出自粛の強化等を含めて、国と連携しながら、都道府県知事が速やかに協力を要請。その際、専門家によるクラスターの発生原因やそれへの有効な対策等に関する分析を出来る限り活用（業種別ガイドラインの改定にも活用）。緊急事態宣言が出た場合、対策を強化。

時期	外出自粛	
	県をまたぐ移動等	観光
【移行期間】 ステップ① 5月25日～	 ＊不要不急の県をまたぐ移動は避ける（これまでと同じ）。	 ＊観光振興は県内で徐々に、人との間隔は確保
ステップ① 6月1日～	 ＊一部首都圏（埼玉、千葉、東京、神奈川）、北海道との間の不要不急の県をまたぐ移動は慎重に。	＊観光振興は県内で徐々に、人との間隔は確保
ステップ② 6月19日～ ＊ステップ①から約3週間後		 ＊観光振興は県をまたぐものも含めて徐々に、人との間隔は確保
ステップ③ 7月10日～ ＊ステップ②から約3週間後	 ＊GoToキャンペーンによる支援（7月下旬～）	＊GoToキャンペーンによる支援
【移行期間後】 感染状況を見つつ、 8月1日を目途 ＊ステップ③から約3週間後		 ＊GoToキャンペーンによる支援

イベント開催制限の段階的緩和の目安 (その1)

- 「新しい生活様式」に基づく行動。手指消毒やマスク着用、発熱等の症状がある者は外出等を避けるなど、基本的な感染防止策の徹底・継続。イベント主催者や出演者は「業種別ガイドライン」等に基づく行動、参加者の連絡先把握、接触確認アプリの周知、イベント前後の感染対策（行動管理含む）の呼びかけ。
- 感染拡大の兆候やイベント等でのクラスターの発生があった場合、イベントの無観客化や延期、中止等も含めて、国と連携しながら、都道府県知事が速やかに協力を要請。その際、専門家によるクラスターの発生原因やそれへの有効な対策等に関する分析を出来る限り活用（業種別ガイドラインの改定にも活用）。緊急事態宣言が出た場合、対策を強化。
- 今後、感染状況等に変化がみられる場合、段階的解除の目安の変更や必要な対策等を通知。

< 基本的な考え方 >

時期		収容率	人数上限
【移行期間】 ステップ① 5月25日～	屋内	50%以内	100人
	屋外	十分な間隔 *できれば2m	200人
ステップ② 6月19日～ *ステップ①から約3週間後	屋内	50%以内	1000人
	屋外	十分な間隔 *できれば2m	1000人
ステップ③ 7月10日～ *ステップ②から約3週間後	屋内	50%以内	5000人
	屋外	十分な間隔 *できれば2m	5000人
【移行期間後】 感染状況を見つ、 8月1日を目途、 *ステップ③から約3週間後	屋内	50%以内	上限なし
	屋外	十分な間隔 *できれば2m	上限なし

(注) 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）。

議題(2)

高松市主催のイベント・行事等の開催基準

令和2年5月15日

1 基本的な考え方

本市主催のイベント・行事等の開催に当たっては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、国が示す「3つの密」(①密閉、②密集、③密接)を徹底的に回避する対策は、不可欠である。

このことを踏まえた上で、次のいずれかに該当する本市主催のイベント・行事等については、適切な感染防止対策を講じた上で、開催するものとする。

- ① 屋内で開催する場合は、参加者がおおむね100人以下、かつ会場の収容定員が示されているものについては、当該定員の半分以上のもの
- ② 屋外で開催する場合は、参加者がおおむね200人以下、かつ人と人との距離(できるだけ2m)を十分に確保できるもの

2 開催する場合の感染防止対策

- (1) 発熱や風邪症状のある者へ参加自粛の要請を行うこと。
- (2) マスクの着用など、咳エチケットを徹底すること。
- (3) 手指用のアルコール消毒液等の設置や手洗いを励行すること。
- (4) 参加者間の距離(できるだけ2m)をとり、近距離での会話や大声での発声を避けること。
- (5) 屋内での開催の場合は、定期的に換気を実施すること。
- (6) 会場の規模に応じ、適切な参加者数により開催すること(必要に応じ、参加者数の制限を行うこと。)
- (7) できる限り、開催時間の短縮に努めること。

3 基準の適用期間

この基準は、令和2年5月18日から当分の間、適用する。

「高松市主催のイベント・行事等に関する基本方針」の適用は、令和2年5月17日までとする。

4 基準の見直し

感染者の発生状況や国又は県が示す感染症拡大防止対策等を踏まえ、適宜、この基準の内容や適用期間について、見直すものとする。

夏場でも、こまめな換気を

～ 家庭内での換気の方法 ～

窓の開放による換気

① 1 時間に 2 回以上は換気をしよう！

- ・30 分に 1 回以上、数分間程度、窓を全開にしましょう

② 空気の流れを作ろう！

- ・複数の窓がある場合、2 方向の窓を開放しましょう
- ・窓が 1 つしかない場合はドアを開けましょう

③ 換気の効果을上げよう！

- ・扇風機や換気扇を併用しましょう

これから暑くなると、エアコンを使う機会が増えますが、通常の家庭用エアコンは空気を循環させるだけで、原則換気は行っていません。

エアコンの使用時にも、時々窓を開けるなど、適切に換気を行いましょう。



インフォギャラリーの文書

タイトル ■新型コロナウイルス感染症対策■夏季空調稼働期間もこまめな換気を！

本文 関係所属長 各位

財産経営課長
保健予防課長

夏季空調稼働期間における換気の実施について

現在、本庁舎及び防災合同庁舎におきましては、新型コロナウイルス感染症予防のため、「**1日3回、10分間**」窓を開けて換気を行っております。

今後、夏季の空調稼働期間を迎えるに当たりまして、新型コロナウイルス感染症予防の徹底を図るため、引き続きこの対応を行いますので、御協力いただきますよう、お願いいたします。

また、本庁舎等と同様に機械換気を行っている各市有施設においても、新型コロナウイルス感染症予防のため、「**1日3回、窓を開けた換気**」をお願いいたします。

なお、機械換気設備がなく、家庭用エアコンと同様の空調設備で運用されている施設につきましては、「**毎時2回以上、数分間程度**」を目安に換気を実施するようお願いいたします。



重要度 普通

掲示開始日時 2020年06月29日 00:00

掲示終了日時 2020年07月13日 24:00

発信元組織 財産経営課

ラベル 依頼 通知

「全ての連絡事項」
への掲示 掲示する

作成日時: 2020年05月18日 16:50 | 更新日時: 2020年05月21日 14:01 | 作成者・更新者: 財産経営課

URL: <http://tcsgwap.city.takamatsu.kagawa.jp/aqua/37168946-803d-4675-82da-3ccef202108f/view?toolbar=disabled>アプリ: [インフォギャラリー](#)

市民の皆様へのメッセージ ～緊急事態宣言の全面解除を受けて～

令和2年5月26日

国は、昨日、新型コロナウイルス感染症にかかる緊急事態宣言をすべて解除しました。緊急事態宣言が発令されてから約1か月半で、新型コロナウイルス感染症の流行をほぼ収束させることができたのは、市民の皆様の御協力によるものだと考えており、心から感謝申しあげます。

緊急事態宣言は全面的に解除されることとなりましたが、これからも私たちは気を緩めることなく、粘り強く感染防止対策を講じながら、一定の移行期間を設けて、外出の自粛などを段階的に緩和しながら、社会経済活動の再開と回復を目指す、「新たな日常」を作り上げていくこととなります。

そこで、市民の皆様には、国から示された「新しい生活様式」も参考にしながら、次の点に留意するよう、御協力をお願いします。

- 県外への移動については、国や県が示す基準に従い、適切に行ってください。
- 感染拡大を予防する、「新しい生活様式」を心掛けてください。
 - 1 感染防止の3つの基本を徹底する。
 - ①人に近づき過ぎない（間隔は2mが基本）
 - ②マスクの着用
 - ③手洗いの励行
 - 2 「3つの密」（密閉、密集、密接）を徹底して避ける。
 - 3 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモしておく。
 - 4 毎朝、体温測定や健康チェック。症状がある場合は、自宅で療養する。
 - 5 散歩やジョギングなど、心と体の健康を維持するための行動は、時間、場所を工夫する。
 - 6 買い物は、計画的に、少人数ですいた時間に素早く済みます。

市民の皆様には、自分の行動を前向きに変容させ、感染リスクを徹底的に回避していただくとともに、買い物や外食、スポーツなど、社会経済活動のレベルを段階的に引き上げていただきたいと思います。

これから私たちは、新型コロナウイルスの感染拡大を防止しながら、社会経済活動を発展させていく「新たな日常」をスタートさせることとなります。皆様お一人お一人には、ウイルスの特徴を正しくとらえ、感染リスクをコントロールしながら、「新しい生活様式」として示されている行動に馴染み、定着させていくことを心掛けていただければと思います。引き続き、御協力をよろしくお願いいたします。

高松市長 大西 秀人